

柴田町住民投票条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月7日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第5号

柴田町住民投票条例の一部を改正する条例

柴田町住民投票条例（平成25年柴田町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において本町の区域内に住所を有する年齢満<u>18年以上の者</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 日本国籍を有する者で、引き続き<u>3か月</u>以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を<u>移した者</u>で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き<u>3か月</u>以上本町の住民基本台帳に<u>記録されている者</u>に限る。</p> <p>(2) 外国人住民で、引き続き<u>3か月</u>以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を<u>移した者</u>で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き<u>3か月</u>以上本町の住民基本台帳に<u>記録されている者</u>で、投票資格者名簿への登録を申請したものに限る。</p> <p>2 前項第2号の<u>外国人住民は</u>、次の各号のいずれかに<u>該当する者</u>とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(投票資格者)</p> <p>第3条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において本町の区域内に住所を有する年齢満<u>20年以上のもの</u>であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 日本国籍を有する者で、引き続き<u>3箇月</u>以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を<u>移したもの</u>で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き<u>3箇月</u>以上本町の住民基本台帳に<u>記録されているもの</u>に限る。</p> <p>(2) 外国人住民で、引き続き<u>3箇月</u>以上本町に住所を有するもの。ただし、他の市町村から本町に住所を<u>移したもの</u>で住民基本台帳法第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日から引き続き<u>3箇月</u>以上本町の住民基本台帳に<u>記録されているもの</u>で、投票資格者名簿への登録を申請したものに限る。</p> <p>2 前項第2号に<u>規定する外国人住民とは</u>、次の各号のいずれかに<u>該当するもの</u>とする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。